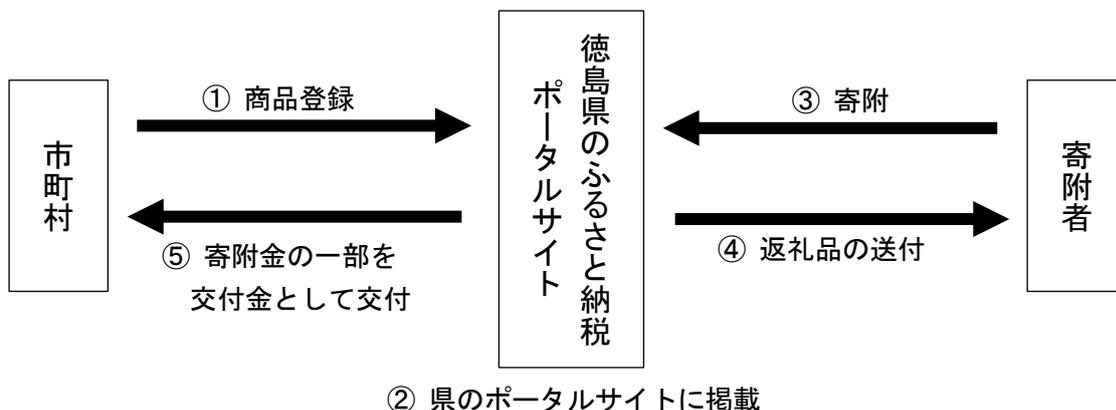


市町村と連携したふるさと納税の新たな取組について

県全体の寄附額向上を図るため、県の発信力やふるさと納税のノウハウを活かした、市町村のふるさと納税事務を支援する「新たな制度」を創設する。

1. 制度の概要



- ・ 希望する市町村の地域資源を、県のポータルサイトに掲載する。
- ・ 県の返礼品として一体的にプロモーションを実施することにより、寄附額の向上を図る。
- ・ 当該返礼品を通じて得た寄附金の「45%」を市町村へ交付する。

2. 運用開始時期

令和8年2月中旬（予定）